

行政法 Chapter 8

Date

/

Date

/

Date

/



国家賠償請求訴訟に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 行政処分が違法であることを理由として国家賠償請求訴訟を提起するためには、事前に、当該行政処分の取消訴訟における認容判決を得て、その違法性を確定しておかなければならない。
- 2 都道府県の警察官が制服制帽を着用して職務行為を装い強盗した場合、被害者に対し、当該都道府県が国家賠償責任を負うことはない。
- 3 国家賠償法1条は、国又は公共団体が公務員に代位して責任を負担することを定めたものであるが、加害公務員を特定することができない場合でも、国又は公共団体が賠償責任を負うことがある。
- 4 国が公権力の行使にあたる公務員の選任及び監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、国は、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を免れる。
- 5 国は、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を果たした場合、不法行為を行った公務員に故意があったときに限り、当該公務員に対して求償権を有する。

正解
3

〔国家賠償法〕 国家賠償請求訴訟

1 妥当でない

判例は、行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、**あらかじめ当該行政処分につき取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではない**としている（最判昭36.4.21）。

2 妥当でない

判例は、都道府県の警察官が制服制帽を着用して職務行為を装い強盗した場合において、国家賠償法1条1項は、公務員が主観的に権限行使の意思をもってする場合に限らず、自己の利を図る意図をもってする場合でも、**客観的に職務執行の外形を備える行為をして、これによって他人に損害を加えたときには、国又は公共団体に損害賠償の責めを負わしめると解した**（最判昭31.11.30）。したがって、本肢の場合、被害者に対し**当該都道府県が国家賠償責任を負うことがある**。

3 妥当である

国家賠償法1条は、国又は公共団体が公務員に代位して責任を負担することを定めたものであると解されている（代位責任説）ことから、国家賠償責任が認められるためには、加害公務員の特定が必要であるとも考えられる。しかし、この点について、判例は、加害公務員を**特定することができなくても、国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為のうちいずれか**に行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生じなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき**行為者の帰属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、加害行為不特定の故**をもって国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることはできないとしている（最判昭57.4.1）。

4 妥当でない

民法715条の使用者責任においては、「使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」とする免責規定がある（民法715条1項ただし書）が、**国家賠償法1条の責任**においては、**このような免責規定は存在しない。**

5 妥当でない

国又は公共団体が国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負う場合において、公務員に**故意又は重大な過失**があったときは、国又は公共団体は、その**公務員に対して求償権を有する**（国家賠償法1条2項）。

以上により、妥当なものは**肢3**であり、正解は**3**となる。